

納税協会 ニュース



コチョウラン

1

平成14年1月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
財団法人 納税協会連合会 FAX 06-6135-4056 (")納税協会ホームページURL <http://www.nouzeikyokai.or.jp>

公認会計士・税理士 池田博義

平成14年度の 税制改正に関する答申

政府税調

首相の諮問機関である政府税制調査会は、12月14日「平成14年度の税制改正に関する答申」をま

とめ小泉純一郎首相に提出しました。

答申では平成14年度税制改正についての基本的な考え方として、「国債発行額30兆円以下」との目標の下、基本的に税制改正全体として減収とならないような方針で臨む必要がある。

中長期的な視点に立ち構造改革を積極的に推進することにより、経済を効率化し、わが国経済の基本的な成長力を高める観点から、税制面においても、経済社会の構造変化に適切に対応する必要がある。

さらに、近い将来、税制全般にわたる抜本的見直しが必要である。平成14年度税制改正において、その妨げとならないよう、今後のあるべき税制の姿を見据えた検討を行うことが重要であるとの考えを明らかにしています。

小泉首相は同日、政府税制調査会の石弘光会長に対し、具体的な検討項目として所得税の課税最低限の引下げ、地方交付税交付金制度の見直しなどを挙げ、平成14年2月から税制の抜本改正作業に着手し、

秋までに結論を出すよう指示しました。

消費税導入以来の税制の抜本改正を政府主導で断行する意向です。

平成14年度税制改正大綱決定

与党

自民・公明・保守の与党3党は12月14日、「平成14年度税制改正大綱」を決定しました。

連結納税制度の導入以外は、土地税制の見直しや生損保控除の見直しなどが見送られており、例年よりも小幅な改正となっています。

[税制改正大綱のポイント]

- 高齢者向け少額貯蓄優遇制度(マル優)を廃止
非課税枠の設定を平成14年末で打ち切り(制度を平成17年末で廃止)
障害者や母子家庭向けは存続
- 連結納税制度を平成14年4月から導入
連結納税を選択した企業グループに付加税(2%)を2年間上乗せ課税
子会社の連結前欠損金の持ち込み制限
- 受取配当の益金不算入割合を80%から50%に引下げ
(中小法人及び協同組合等に対しては段階的に引き下げる)
- 退職給与引当金制度を廃止し、その廃止前の退職給与引当金勘定の金額については4年間(中小法人及び協同組合等にあつては、10年間)で取り崩す
- 外形標準課税は平成15年度税制改正をメドに導入を図る
- 平成15年1月から上場株式等の譲渡に係る申告不要の特例を創設
- スtockオプション税制を拡充
対象者を拡大し、課税を繰り延べる年間権利行使総額の上限を1,000万円から1,200万円に
- 交際費等の損金不算入制度について、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人に係る定額控除限度額を300万円から400万円に引上げ
- 中小法人(資本金1億円以下の法人)に係る課税留保金額に対する税額について、その5%に相当する金額を減額する
- 発泡酒、たばこの税率引上げは見送り
酒税については平成15年度に酒類間の税率格差を縮小する方向で調整
- 一定の要件をみたす取引相場のない株式に係る相続税の課税を一部軽減

(税制改正大綱については3面にも掲載しています)

ワンポイント

特殊関係使用人に対する給与、退職金

税理士 岸田 光正

1 特殊関係使用人に対する給与、退職金の取扱い

法人が使用人に対して支給する給与や退職金は、雇用契約に基づく労働の対価であり、原則としてその全額の損金算入が認められます。

しかし、使用人に対する給与や退職金であっても、代表者の親族など法人の役員と特殊の関係にある使用人(これを「特殊関係使用人」といいます。)に対する給与や退職金については、そのうち不当に高額な部分は損金の額に算入されないことになっています。

これは、代表者の配偶者や子供などに、多額の給与や退職金を支給して法人税の負担軽減を図ることを防止するために設けられたものであり、平成10年の税制改正により新設された取扱いです。

2 特殊関係使用人とは

この取扱いにおける特殊関係使用人とは次の(1)から(4)までの使用人をいいます。

- (1) 役員(親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族))
- (2) 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者
- (3) (1)以外の者で役員から生計の支援を受けている者
- (4) (2)(3)の者と生計を一にするこれらの者の親族

3 過大使用人給与の判定基準

このような特殊関係使用人に対して支給する給与のうち、不当に高額な部分については損金の額に算入されませんが、不当に高額な部分かどうかの判定基準としては次のようなものがあげられます。

- (1) その使用人の職務内容
 - (2) その法人の収益、他の使用人に対する給与の支給状況
 - (3) その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するもの使用人に対する給与の支給状況
- なお、ここでいう給与には通常の給与や賞与のほか、債務免除などの経済的利益が含まれ、退職金に該当するものは除かれます。

4 過大な使用人退職金

給与と同じく、特殊関係使用人に対して支給する退職金についても、不当に高額な部分の金額は損金不算入とされています。

不当に高額な部分かどうかの判定基準としては次のようなものがあげられます。

- (1) その使用人の業務従事期間
- (2) その使用人の退職の事情
- (3) その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するもの使用人に対する退職金の支給状況